



## マネロンへの取組み 格差解消に向けて

犯収法・マネロンリスクへの実務上の留意点をテーマに研修会を開催

日本貸金業協会では、12月11日に東京都内で、1月16日に大阪府内で犯罪収益移転防止法の改正動向と貸金業者におけるマネロンリスクへの実務上の留意点をテーマに研修会を開催。講師として登壇した浅井国際法律事務所の浅井弘章弁護士が、中小規模の貸金業者における取組みにおける留意点に触れつつ2時間にわたって講演を行った。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は、金融界における重要なテーマ。継続的に取り組むべき経営課題であり、対策の不備は経営責任を問われる時代となっている。金融庁では、実効性を伴うマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方を示すべく、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、同年8月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を相次いで公表し、金融機関等にリスクベース・アプローチ(RBA)に基づく態勢整備を促してきた。貸金業者による疑わしい取引の届出件数は、2018年は2014年の3.7倍の1万2,396件へと急増しており、業界におけるマネロン対策の底上げは急務となっている。



▲東京会場（「砂防会館」東京都千代田区）における研修会の模様。東京と大阪の両会場で270社350名の協会会員が聴講した

講演のなかで浅井弁護士は、貸金業におけるマネロンリスクに係る課題として「取組みの程度が事業者ごとに格差が見受けられる」ことを挙げ、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもな



▲浅井弘章弁護士

り得ると指摘。本講演の目的を貸金業者ごとの格差の解消と、他業態や公表資料を用いた先進的な取組事例の紹介としたうえで講義を進めた。

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」については、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる、いわゆる「リスクベース・アプローチ」(RBA)と、職員の確保、育成等(職員に対する研修)の2項目について説明。

RBA については、法令・同ガイドラインが求める事項を説明したうえで、私見であると断りつつ、貸金業者における課題として、①「リスク評価書」を作成している貸金業者は多いものの、その内容は抽象的・定型的であり、自社の特徴が配慮されていないこと、②取引開始の際、法定の取引時確認事項しか確認しておらず、創意工夫が見られないこと、③確認記録は、申込書の欄外に記載され倉庫等に保管されているだけで、通常業務のなかで参照され活用されることがなく、④その記載内容がアップデート(更新)されることもないということを挙げ、預金取扱金融機関における継続的な顧客管理の取組を紹介したうえで、中小貸金業者における対応改善上の留意点を説明した。

また、職員に対する研修では、同ガイドラインが求める事項を説明した上で、中小規模の貸金業者における対応改善上の留意点として、①経営者・貸金業務取扱主任者がリーダーとなり、全従業員が一丸となって対応すること、②マネロン・テロ資金供与対策に関する研修等がおろそかになっている営業担当者・パート社員などに対しても、社員の「気づき力」を高める見地から研修を行うことが大切だと強調した。

続いて、犯罪収益移転防止法の改正動向については、同法施行規則が2018年11月30日に改正施行され、新たな本人確認方法としてオンラインで完結する本人確認、いわゆる eKYC(electronic-Know Your Customer)が追加されたこと、また、本年4月1日には既存の非対面取引一般の本人特定事項の確認事項が厳格化されることを説明。実務上の留意点について解説した。

## 研修会 資料目次

### 1.貸金業界の現状・課題と本講演の目的

- (1)貸金業界の現状と課題(当局の評価)
- (2)来場者の構成
- (3)本講演の目的

### 2.犯収法の基本の再確認

- (1)取引時確認の実施
- (2)確認記録・取引記録の作成・保存
- (3)疑わしい取引の届出
  - ・貸金業とマネ・ロンリスク
  - ・貸金業者による疑わしい取引の届出件数の推移
  - ・貸金業者による届出理由
  - ・金融庁「疑わしい取引の参考事例」とその改訂(2019年4月)

### 3.金融庁「マネロン・テロ資金ガイドライン」について

- (1)ガイドラインの公表と改定
- (2)全体像
- (3)本講演でお話する項目と割愛する項目の概観
  - ・本講演でお話する主な項目
  - ・本講演で割愛する主な項目

### (4)リスクの特定・評価・低減について

- ・リスクベース・アプローチのイメージ(概要・私見)
- ・貸金業者の取組の実情と課題(私見)
- ・預金取扱金融機関(メガバンク等)における継続的な顧客管理の取組
- ・中小規模の貸金業者における対応改善上の留意点(私見)

### (5)職員に対する研修について

- ・ガイドラインが求める主な内容(必須項目)
- ・中小規模の貸金業者における対応改善上の留意点(私見)

### 4.近時の改正内容と実務上の留意点

- (1)eKYC(オンライン完結型)の追加
  - ・新設された本人確認方法の内容
  - ・改正内容と実務上のポイント
- (2)非対面の個人取引に係る本人特定事項の改正の厳格化
  - ・厳格化した理由
  - ・現行法
  - ・改正後(2020年4月施行)